

**延期（修了確認期限の延期）について****○延期事由該当者も申請が必要**

延期事由に該当すると考えられる場合も、自動的に延期されるものではなく、定められた期間内に本人が府教育委員会に延期申請を行い、修了確認期限の延期の認定を受ける必要があります。

延期申請が行えるのは、申請日時時点で現職教員であるなど受講義務者に該当する方に限られます。申請時に現職ではない（退職した／任用・雇用期間が終了した）ときには、申請は受け付けられません。

延期や更新講習修了確認の申請をしなかった場合には、他の受講義務者と同様に、所持する教員免許状はすべて失効してしまいます。

なお、延期事由に該当しても、延期申請をせずに、現在の修了確認期限に基づき講習を受講して、修了確認申請を行うこともできます（病気休職等の場合は除く。）。

**○申請の時期**

修了確認期限（有効期間の満了日）の2か月前まで。

（修了確認期限が平成26年3月31日の方（第4グループの方）は平成26年1月31日まで。）

**○延期事由があることを判断する時期**

割り振られた受講期間（修了確認期限の2年2か月前から2か月前までの2年間）中に延期事由に該当しているかを判断します。

**○延期事由**

やむを得ない事由により免許状更新講習の課程を修了できないと免許管理者が認めるときは、修了確認期限の延期（新免許状の場合は有効期間の延長）の申請ができます。

- ・病気休職中であること。
- ・産前産後休暇、育児休業、病気休暇（引き続き90日以上）、介護休業中であること。
- ・地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。
- ・海外在留邦人のための在外教育施設等に派遣中であること。
- ・専修免許状の取得のための課程に在籍していること。
- ・教員となった日から有効期間の満了の日（または修了確認期限）までの期間が2年2か月未満であること。
- ・所持する免許状の授与年月日から修了確認期限まで10年経っていないこと。（旧免許状所持者の場合。ただし、特別支援学校教諭免許状の「新教育領域の追加」は授与にはならず、延期事由に該当しません。）
- ・指導改善研修中であること。 など

## ○延期期間

延期のときの事由が無くなってから2年間の受講期間が確保されるよう、2年2か月の範囲で、申請者の申請に基づき決定します。

病気休職中や育児休業中であることなどを延期事由として延期後の修了確認期限をいつにするかは、申請時点で確認できる休職・休業の発令期間に即したものとしてください。

## ○延期が認定されたら

延期後の修了確認期限に基づいて、定められた受講期間内（延期後の修了確認期限の2年2か月前から2か月前まで）に免許状更新講習を受講して修了確認申請を行うことが必要です。延期後の修了確認期限は年度末になるとは限らないので、次の申請期限について十分に注意が必要です。

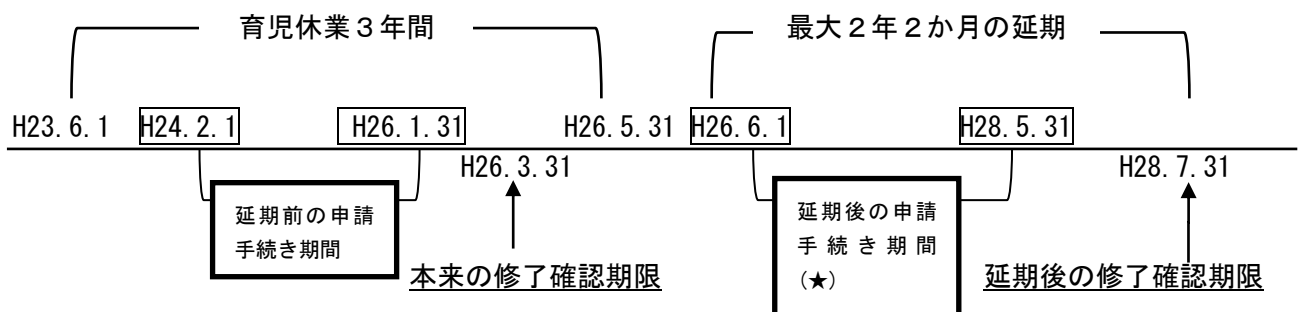
また、いったん延期が認定されると、延期後の修了確認期限を前倒して延期期間を短縮したり、同一事由だからといって延期期間を延長したりする期間変更はできません。延期事由に該当するため更に延期しようとするときは、あらためて延期申請が必要です。（育児休業中の第2子の誕生による延期の場合など）

### 【具体的事例】

#### 修了確認期限が平成26年3月31日の方の場合

##### 〔育児休業を事由にした延期の場合〕

- ・育児休業期間：平成23年6月1日～平成26年5月31日



#### ※更新の申請手続き期間

（延期前）H24年2月1日からH26年1月31日の2年間

（延期後）H26年6月1日からH28年5月31日の2年間（★）

延期後は、もし、H26年6月1日より前に履修（修了）していた更新講習があったとしても、更新に有効な講習とカウントされません。

⇒★印の期間に履修（修了）した更新講習のみ有効。

たとえばH25年8月1日に必修12時間だけ履修していたとしても、その講習は有効とされません。このような場合は、延期する期間をH27年9月30日までとするなど注意が必要です。）